

取扱区分：「公開」

令和6年第3回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和6年3月11日（月）10時00分

於：周南市役所 多目的室

# 令和6年第3回

## 周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和6年3月11日(月) 午前10時01分 ~午後11時20分

2 場所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 15人

1番	林	俊一	2番	歳	光時正
4番	重	永正人	6番	笠	井保雄
7番	河	内邦雄	9番	佐	伯信治
10番	高	橋恵	11番	秋	貞啓子
12番	藤	井孝	13番	山	下敏彦
15番	市	川進	16番	有	馬俊雅
17番	兼	重智	18番	田	中榮作
19番	白	石純治			

(2) 欠席委員 4人

3番	野	村邦幸	5番	佐	伯伴章
8番	藤	原典子	14番	瀧	山美智子

(3) 事務局職員 4人

局長	中山	浩毅	次長	杉岡	清伸
次長補佐	神本	和典	書記	足達	剛志

(4) 関係部署職員 4人

産業振興部農林課	課長	六郎	万淳一
産業振興部農林課	農政担当係長	堀熊	純一
産業振興部農林課	農政担当	野原	裕介
産業振興部農林課	農政担当	山近	麗子

(5) 傍聴人 なし

#### 4 議事日程

##### 第1 議事録署名委員の指名

##### 第2 議決事項

議案第8号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	306件
議案第9号	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画の変更(除外)に係る意見聴取について	5件
議案第10号	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画の変更(非農地等判定分)に係る意見聴取について	1件
議案第11号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第12号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	9件
議案第13号	周南市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程制定について	1件
議案第14号	周南市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程制定について	1件

##### 第3 報告事項

報告第14号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	7件
報告第15号	農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について	2件
報告第16号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	5件
報告第17号	農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	3件
報告第18号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	3件
報告第19号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	3件
報告第20号	現況が農地でないことの証明等について	5件

中山事務局長

みなさん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中15人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、3番・野村邦幸委員、5番・佐伯伴章委員、8番・藤原典子委員、14番・瀧山美智子委員の4人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、議案第8号について議案書76ページの差し替え分、議案第14号別紙の差し替え分並びに議案及び転用に係る参考資料の正誤表を配付しておりますので、よろしくお願ひします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままをお願いいたします。

それでは、議長よろしくお願ひします。

開会（午前10時01分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和6年第3回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

18番・田中榮作委員、19番・白石純治委員のご両名にお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

最初の議案第8号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、1ページから76ページまでの、1議案306件ですが、この中に、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び周南市農業委員会総会会議規則第19条の規定による議事参与の制限に係る議案審議がありますので、番号1番から番号93番まで及び番号304番の徳山地区及び新南陽地区に係るものと、残りの番号94番から番号303番まで、番号305番及び番号306番の熊毛地区、鹿野地区及び農地中間管理機構に係るものに分けて審議をしたいと思いますが、これにご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案の説明の後、分割して審議をすることといたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

本件につきましては、周南市長より農用地利用集積計画案についての決定を求められたもので、農林課の説明を受けた後、農業委員会の決定をしたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、六郎万課長よろしくをお願いします。

農林課六郎万課長

それでは、議案第8号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてご説明させていただきます。

本日は1月までに受け付けました、農用地利用集積に係る利用権

の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

本会でのご審議、ご決定をいただきまして、4月1日の公告となるものでございます。

内容につきましては、徳山地区89件、新南陽地区6件、熊毛地区95件、鹿野地区116件の計306件、620筆の案件です。

そのうち農地中間管理機構への貸付けが、262番から303番で、熊毛地区5件、鹿野地区37件、114筆です。

説明は以上となります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議長（山下会長）

それでは、最初に、議案第8号の番号1番から番号93番まで及び番号304番を一括して議題といたします。

16番・有馬俊雅委員が一部当事者になりますので、先ほど申し上げました議事参与の制限により、議事に参加することができません。

委員におかれましては、退席をお願いいたします。

（有馬委員退席）

議案第8号、番号1番から番号93番まで及び番号304番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第8号、番号1番から番号93番まで及び番号304番について、採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第8号、番号1番から番号93番まで及び番号304番は、原案のとおり決定する旨、市長に通知いたします。

有馬委員は、ご着席ください。

(有馬委員着席)

続きまして、議案第8号の番号94番から番号303番まで並びに番号305番及び番号306番を一括して議題といたします。

2番・歳光時正委員が一部当事者になりますので、議事参与の制限により、議事に参加することができません。

委員におかれましては、退席をお願いいたします。

(歳光委員退席)

議案第8号の番号94番から番号303番まで並びに番号305番及び番号306番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第8号の番号94番から番号303番まで並びに番号305番及び番号306番について、採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第8号の番号94番から番号303番まで並びに番号305番及び番号306番は、原案のとおり決定する旨、市長に通知いたします。

歳光委員は、ご着席ください。

(歳光委員着席)

議案第9号及び議案第10号は、農業振興地域整備計画の一部を変更することについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、周南市長から意見を求められたものを、審議の都合により除外、非農地等判定分の2つの議案に分けております。

審議に先立ちまして、今回の意見聴取の主旨について、農林課

より説明をお願いします。

六郎万課長

六郎万農林課長

それでは、今回の意見聴取の主旨についてご説明します。

議案第9号の申出による5件の除外及び、議案第10号の非農地証明による1件の除外については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づきお諮りするものです。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第9号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画の変更（除外）に係る意見聴取について」を審議いたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

77ページの議案第9号は、周南市長より農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定する農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたもののうち、農用地区域から除外するもので1議案5件です。

1件ごとに、農林課の説明を受け、地区担当農業委員のご意見をいただいた上で、農業委員会の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、議案第9号、番号1番を議題といたします。

農林課より説明をお願いします。

六郎万課長

六郎万農林課長

それでは、1番の除外についてですが、本件は申出者が高齢となり、農地を適切に管理することが困難になり、他に耕作者も見込まれないことから、事業主体に売却し太陽光発電設備を建設したいとの申し出です。

申出地は、中須支所から南に約0.5キロメートルのところに位置しており、所在・地目・地積は議案書のとおりです。

また、位置図・周辺図・分間図・写真・土地利用計画図については、配布資料をご覧ください。

分間図のとおり、申出地の東側は県道、北側は農振白地、西側は雑種地及び宅地、南側は市道に面しております。

本件申出地は土地改良事業には該当しておりません。

なお、本件の除外の見込みについては、県の担当部局に事前に確認しています。

議長（山下会長）

続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び除外に対する意見について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

5番の佐伯委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

今回の農用地の除外申請についての意見ですが、周辺農地への影響、土地改良事業に係る規制には該当しないようで問題はないと思われませんが、申請地の除外後の利用について、太陽光発電施設への転用が計画されているようです。

太陽光発電施設への利用となると、申請地周辺は地域の中心部であり、景観の問題や、パネルの反射光による問題など、周辺住民にも影響が生じると思われます。

申請地の近隣住民に確認したところ、所有者等から太陽光発電施設の設置についての具体的な説明はないとのことでした。

また、住民からは、農地として活用する見込みもあるとのことです。

これらのような住民の意見も無視できないと思います。

申請地は地域の中では比較的良い条件の農地であるため、現在策定中の地域計画の中で農地として利用することが地域で検討されています。

農地として利用できる可能性があると思われしますので、私とし

ての意見は、今回、除外は見送るべきかと思います。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第9号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

6番笠井委員

議長

議長（山下会長）

笠井委員

6番笠井委員

6番、笠井です。

申請地を農用地区域から除外するに当たっては、当該地域の特性を踏まえ、除外をすることによる地域住民や周辺農地に与える影響を十分に考慮した上で、意見を市長に伝えることが農業委員会としての使命であると考えます。

担当農業委員から、当該地域では比較的良い条件の農地であり、現在策定中の地域計画では農地として残すことを検討していること、農地として活用される可能性があること、太陽光発電設備へ転用するに当たって周辺住民へ説明がないことから、今は申請地を農用地区域から除外することは認められないとの意見が出されています。

本農業委員会は、担当農業委員の意見を尊重するべきと考えます。

以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

他に、ご意見、ご質問は、ございませんか。

18番田中委員

議長

議長（山下会長）

田中委員

18番田中委員

18番、田中です。

農林課へ申し上げたいと思います。

農業委員会としましては、農振農用地区域からの除外は、農地法の転用許可と同じ意味を持っています。

特に太陽光発電設備の設置については、周辺住民や周辺土地所

有者等への影響が大きいため、資源エネルギー庁や環境省からそれぞれガイドラインが出されています。

これらのガイドラインをもとに農業委員会で作成した「太陽光発電設備に係る農地転用における注意事項」の中で、「周辺の土地所有者や耕作者など影響があると思われる方々への計画の事前説明」は、事業計画等の内容、ひいては事業計画の実行性に影響する可能性があり、特に重要と考えています。

農林課におかれましては、太陽光発電設備の設置を目的とした農振農用地区域からの除外に当たっては、これらを重く受け止め、より慎重に行っていただきたいと思います。

また、地域の事情に詳しい農業委員や推進委員へ、早めに情報共有していただくことで、農振除外や農地転用許可等の一連の事務がスムーズに進むと考えられます。

そのためにも相互に連携することが大切であると私は思います。

どうかよろしくお願いします。

ありがとうございました。

議長

六郎万課長

委員、ご指摘のとおり、情報共有の重要性について、改めて確認させていただきました。

ありがとうございます。

今後は、連携を密にすることにより、所有者の意向に加えて、業者を通じた説明などでの周辺への配慮、住民から農地として活用する見込みがあることに対する利用調整の促進、優良農地の判断について、農用地除外要件と転用見込み条件を含む、農業委員のご意見、地域計画を策定していく中で、新たな担い手の確保に向けた協議などについて、農業委員会としっかり連携してまいります。

議長（山下会長）

六郎万農林課長

議長（山下会長）

六郎万農林課長

議長（山下会長）

以上です。

ありがとうございました。

今、農林課長からのご意見をいただきましたけれども、他に、ご意見、ご質問は、ございませんか。

発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第9号、番号1番について、採決を行います。

本件は、現状では、農地としての活用の検討や、太陽光発電設備への転用事業についての地域住民への説明が十分ではないと考えます。

こうしたことから、現在の状況において、農業振興地域の農用地区域からの変更については時期尚早と考えることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第9号、番号1番は、現在の状況において、農業振興地域の農用地区域からの変更については時期尚早と考えるとする意見を回答いたします。

続きまして、議案第9号、番号2番を議題といたします。

農林課より説明をお願いします。

六郎万課長

六郎万農林課長

続きまして、2番の除外について説明いたします。

本件は申出者が高齢となり、農地を適切に管理することが困難になり、他に耕作者も見込まれないことから、クヌギを植林し林地として適切に管理したいとの申し出です。

申出地は鹿野総合支所から北東に約0.8キロメートルのところに位置しており、所在・地目・地積は議案書のとおりです。

また、位置図・周辺図・分間図・写真・土地利用計画図については、配布資料をご覧ください。

分間図のとおり、申出地の南側と東側は山林、西側は農振白地、

北側は錦川に面しております。

本件申出地は土地改良事業には該当しておりません。

なお、本件の除外の見込みについては、県の担当部局に事前に確認しています。

議長（山下会長）

続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び除外に対する意見について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

3番の野村委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

4筆の農地についてまとめて意見を述べます。

2月29日、事務局職員と農林課職員で現地確認をしました。

申請地は、以前、放牧場として利用されておりました。

今回契約が切れ、耕作者も高齢になり、農地として利用できないため、今回の申請になりました。

申請地は一団のほ場であり、山のすそ野にあり、日当たりも悪く、ため池からの水利のため管理もできないと聞きました。

事業計画書、土地利用計画図を確認しましたが問題はないと思われます。

また、山林に近く、日照等の問題もないと思われます。

調査項目に従い調査しました。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第9号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第9号、番号2番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第9号、番号2番は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第9号、番号3番を議題といたします。

農林課より説明をお願いします。

六郎万課長

六郎万農林課長

続きまして、3番の除外についてですが、本件は熊毛の大河内にあります常安寺や院内墓地へとつながる市道の道幅が狭く自動車の離合が出来ない状態にあるため、申出地を利用し道路の拡幅を行いたいとの申出です。

申出地は熊毛総合支所から南西に約3.9キロメートルのところに位置しており、所在・地目・地積は議案書のとおりです。

また、位置図・周辺図・分間図・写真・土地利用計画図については、配布資料をご覧ください。

分間図のとおり、申出地の北側と東側は市道、南側は山林、西側は農振青地に面しております。

本件申出地は土地改良事業には該当しておりません。

なお、本件の除外の見込みについては、県の担当部局に事前に確認しています。

議長（山下会長）

続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び除外についての意見をお願いします。

河内委員

7番河内委員

7番、河内です。

番号3番について説明します。

去る2月29日、農林課職員、事務局職員と現地調査をしました。内容については農林課のほうで報告がされたとおりです。

場所は熊毛総合支所から約3.9キロメートル南西側です。

面積2,594平方メートルのうち、変更する部分は82平方メートル

で保全管理された農地です。

お寺、地区道、霊園の入口で道幅が狭いので拡幅を行い、地域の方の利用の車の通行を良くし安全に利用していただくため、代表者より申請が出されています。

調査の結果、別に問題ないと思われます。

以上で報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第9号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第9号、番号3番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第9号、番号3番は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第9号、番号4番を議題といたします。

農林課より説明をお願いします。

六郎万課長

六郎万農林課長

続きまして、4番の除外についてですが、本件は申出者が高齢となり、農地を適切に管理することが困難になり、事業主体に売却し太陽光発電設備を建設したいとの申出です。

申出地は、熊毛総合支所から西に約1.8キロメートルのところに位置しており、所在・地目・地積は議案書のとおりです。

この申出地には、令和6年3月31日まで利用権が設定されておりますが、3月31日以降の利用権の更新は行わないことを申出者より確認しております。

また、位置図・周辺図・分間図・写真・土地利用計画図について

は、配布資料をご覧ください。

分間図のとおり、申出地の北側は宅地、西側は河川の管理道、東側と南側は農振青地に面しております。

本件申出地は土地改良事業には該当しておりません。

なお、本件の除外の見込みについては、県の担当部局に事前に確認しています。

議長（山下会長）

続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び除外についての意見をお願いします。

河内委員

7番河内委員

7番、河内です。

番号4番について説明します。

去る2月29日、農林課職員、事務局職員と現地調査をしました。内容については報告がされたとおりです。

場所は熊毛総合支所から約1.8キロメートル西側です。

面積は2,090平方メートルの田です。

申請者は高齢のため農地として維持管理することが困難となり、相続予定者からは農地を整理しておいてほしいと言われ、処分したいと強く希望されています。

計画では太陽光発電事業者より申請地を譲り受けたいとの相談があったので応じたいとのことです。

調査の結果、別に問題はないと思われます。

以上で報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第9号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第9号、番号4番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第9号、番号4番は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第9号、番号5番を議題といたします。

農林課より説明をお願いします。

六郎万課長

六郎万農林課長

続きまして、5番の除外についてですが、本件は申出者が高齢となり、農地を適切に管理することが困難になり、他に耕作者も見込まれないことから、事業主体に売却し太陽光発電設備を建設したいとの申出です。

申出地は、菊川支所から北西に約3.3キロメートルのところに位置しており、所在・地目・地積は議案書のとおりです。

また、位置図・周辺図・分間図・写真・土地利用計画図については、配布資料をご覧ください。

分間図のとおり、申出地の西側は農振白地、南側は河川、北側は原野と農振青地、東側は農振青地に面しております。

本件申出地は土地改良事業には該当しておりません。

なお、本件の除外の見込みについては、県の担当部局に事前に確認しています。

議長（山下会長）

続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び除外についての意見をお願いします。

重永委員

4番重永委員

4番の重永です。

番号5番について意見を述べさせていただきます。

申請地を農用地から別の用地に変えることの妥当性、土地改良事業に係る規制には該当しない土地であることなどについては、農林課の説明で良いと思われま

申請地は西側が農振白地、南側が河川に接しており、集団農地

の縁辺部にあり、除外によって農用地の集団化、効率化に支障を及ぼす恐れはなく、また、周辺に認定農業者もおらず、今後も集積、集約計画はないため支障はないものと判断されます。

さらに、去る3月1日、推進委員、農林課職員、事務局職員と共に現地を確認いたしました。再生利用困難な農地を有効活用して太陽光発電施設の設置を行うことで、区域内の他の農地または施設の機能に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第9号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第9号、番号5番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第9号、番号5番は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第10号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画の変更（非農地等判定分）に係る意見聴取について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

78ページの議案第10号は、周南市長より農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定する農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたもののうち、過去に農業委員会が非農地判断をした農地について、農用地区域から除外するもので1議

案1件です。

農林課の説明を受け、農業委員会の決定を行いたいと思います。

以上です。

議長（山下会長）

農林課より説明をお願いします。

六郎万課長

六郎万農林課長

議案第10号の農業振興地域整備計画の変更については、非農地証明された1筆の土地について、農振農用地からの除外を行うものです。

対象土地の、所在・地目・地積は議案書のとおりです。

説明は以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第10号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第10号について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第10号は、承認することに決定いたします。

以上で、議案第9号及び議案第10号の審議を終了いたしますが、議案第9号番号1番については、現在の状況において、農業振興地域の農用地区域からの変更については時期尚早と考えるとする意見を回答いたします。

それ以外については、特に意見がない旨市長へ答申いたします。

ここで、農林課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、しばらくお待ちください。

(農林課職員退席)

次に、議案第11号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

79ページの議案第11号は、1議案2件です。

番号1番についてご説明いたします。

本件は、令和5年10月10日に開催の第11回総会における、議案第47号の番号4番として、農用地区域から除外することについての審議に基づき、市長に、「意見がない」旨の答申をしたものです。

その後、周南市長が、令和6年2月15日付けで農業振興地域整備計画の変更を公告し、農振農用地から除外されております。

申請人は、現住宅が老朽化したため、農家用住宅を建て替えようとするものです。

なお、既に工事に着手をしているため、反省をされ顛末書が提出されています。

今後は農地法を遵守するとのことです。

申請地は、周南市長穂市民センターから南へ約1,640メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図、立面図は、参考資料の1ページから6ページのとおりで。

農地区分は、土地改良法の施行区域内の農地、いわゆるほ場整備のされた農地で、第1種農地に該当します。

申請地は、第1種農地ではありますが、平成9年の事業完了後、25年以上が経過しています。

また、申請人が所有する他の第2種農地7筆のうち、5筆は山口県が指定する土砂災害の急傾斜地の崩壊の特別警戒区域に含まれ、一筆は約140平方メートルの狭小で不整形な土地、一筆は約20平方

メートルの狭小の土地であり、住宅を建てる宅地には向かず代替性はありません。

あわせて、申請地は、768平方メートルですが、住宅に使用する面積は589.65平方メートルとなっています。

第1種農地の転用ですが、農家用住宅であり農地法施行令第4条第1項第2号イ及び農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅で集落に接続して設置されるものに該当し転用が可能となるものです。

農地転用の確実性につきましても、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されております。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

また、許可の際には申請に添付された敷地面積求積図で示された農地の転用に限る旨を条件として付したいと考えています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

白石委員

19番白石委員

19番、白石です。

去る2月15日に、申請人、推進委員、事務局職員と、現地にて調査項目に基づき調査を実施しましたので、その結果を報告いたします。

事務局より説明がありましたように、既存の住宅の老朽化に伴い、建て替えを検討するに当たり、現在の住宅敷地が「土砂災害特別警戒区域」に該当しておるために、他に代替地もなく、やむを得ず、2辺が非農地である申請人所有の当該地を選択したものであるとのことでした。

転用については、農地法の規定の十分な認識がなかったとはいえ、深く反省し、今後は農地法及び関係法令の規定を遵守する旨の顛末書が提出されており、必要な提出書類等も整っており、また、

議長（山下会長）

周辺の農地管理者および近隣の住民に対しても了承が得られており、精査の結果、問題はないと考えられます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、議案第11号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第11号、番号1番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から「許可が適当である」旨の回答があれば、申請時に添付された敷地面積求積図で示された農地の転用に限る旨の条件を付けて許可することにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第11号、番号1番は、申請時に添付された敷地面積求積図で示された農地の転用に限る旨の条件を付けて許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第11号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

本件は、令和5年12月11日開催の第13回総会における、議案第59号番号8番として、一時転用を許可した案件に関わるものです。

申請人は、進入路もなく管理が困難な農地であったところ、隣接する駐車場の所有者から、当該土地を隣接する駐車場と一体的に利用したいとのお話があり、貸駐車場に転用しようとするものです。

貸駐車場への転用につきましては、山口県の農地法関係事務処理要領によれば、貸駐車場借受申込書の写しを添付することとされて

おります。

本事案では、この貸駐車場借受申込書の写しと同等の、隣接駐車場の所有者による申請地を駐車場として活用したい旨の申込書の写しが添付されております。

また、申請地は一時転用終了後、申請地の農地に仮置きされている工事発生土は、この度の転用のためにもらい受け、活用することです。

申請地は、鹿野高速自動車国道入口から南東約310メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、参考資料の7ページから10ページのとおりです。

隣接する土地を加えた全体面積は1,535平方メートルとなります。

農地区分は、鹿野高速自動車国道入口からおおむね300メートル以内の第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましても、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

3番の野村委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明します。

2月26日、事務局職員、推進委員で現地確認をしました。

現地は以前、一時転用していた農地であり、残土が置いてあります。

今回、所有者からの申請で、今後は農地として利用する予定もなく、お寺の駐車場の拡張工事に伴い、駐車場に転用することにしました、と連絡がありました。

排水は隣地との境界にU字溝を設置するとのことでした。

調査項目に従い調査しましたが、問題はないと思われま

す。ご審議のほどよろしくお願

いします。以上でございます。

ありがとうございました。

それでは、議案第11号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第11号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可することにご異議はござ

いませ

んか。(異議なしの声あり) 異議がありませんので、議案第11号、番号2番は、許可と決定いたします。

次に、議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

80ページから82ページの議案第12号は、1議案9件です。

番号1番につきましてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積454.65平方メートル、パネル枚数176枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

竹林が生え、根が張り、日陰、不整形地である730平方メートルを除いた有効敷地面積は1,637平方メートルです。

議長 (山下会長)

杉岡事務局次長

譲渡人は、後継者もいないことから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市四熊市民センターから北西へ約130メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、参考資料の11ページから14ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

重永委員

4番重永委員

4番の重永です。

番号1番について補足説明をします。

去る2月20日、推進委員、事務局職員と共に現地を確認し、その後、2月28日に譲渡人及び双方の代理人である行政書士に電話で確認いたしました。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

申請地は四熊市民センター前を通り公道から約50メートル入った農道沿いにある農地です。

現況は冬枯れの背の高い雑草が一面に生えていました。

この農地は、親から相続したのですが、譲渡人は相続前から市街地に居住しており、相続後も自ら耕作することはなく、草刈り等を依頼して維持管理をしてきたとのことでした。

しかしながら、最近では体調不良や高齢であることから、後継者もいない中で、このままではいずれ農地が荒廃し、周辺にも迷惑が係るため、代理人に相談した結果、譲受人に売却することにしたとのことでした。

譲受人は太陽光発電事業者で、代理人からの情報で現地を確認したところ、申請地周辺に人家が少なく、日当たりも良く、事業計画に適地であることから購入することにしたとのことです。

設備の設置に当たっては、水路の管理に支障がないようにフェンスの位置等に配慮するとともに、定期的な除草も行うとしており、周辺農地への影響はないと考えます。

また、隣接農地の所有者及び耕作者への説明や了解は得られているとのことです。

その他、調査項目に従って調査いたしました。問題は無いと思われま

す。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第12号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第12号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第12号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号2番につきましてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積433.99平方メートル、パネル枚数168枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

北側の約20平方メートルの農地に、パネルを設置しようとするれば水路の占用の問題があることから、申請地の通路として活用することです。

譲渡人は、管理が困難となったことから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、JR戸田駅から北東へ約220メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、参考資料の15ページから18ページのとおりです。

農地区分は、鉄道の駅からおおむね300メートル以内の第3種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

14番の瀧山委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

本申請は田2筆1,143平方メートルです。

所有権の移転による申請です。

申請譲受人は太陽光発電を行うための自己所有の土地がなく、用地を探していたところ、譲渡人の所有する土地がそれに適していたため、これを譲り受け太陽光発電事業を行うことにしました。

譲渡人は長く休耕しており、遠方で暮らしていることもあり、今後耕作する予定もなく、譲受人から譲渡の商談を受け譲渡することにしました。

3月2日に電話で確認しました。

2月27日に推進委員、事務局職員と私の3人で現地を見に行きま

した。

申請地は近隣に既に太陽光発電の設備が設置されており、周りへの影響も少ないと思われ、何ら問題もないと思われま

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第12号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第12号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第12号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号3番につきましてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積433.99平方メートル、パネル枚数168枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、管理が困難となったことから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、JR戸田駅から北東へ約120メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、参考資料の19ページから22ページのとおりです。

農地区分は、鉄道の駅からおおむね300メートル以内の第3種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

14番の瀧山委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

本申請は、田1筆1,553平方メートルです。

所有権の移転による申請です。

申請譲受人は太陽光発電を行うための自己所有の土地がなく、用地を探していたところ、譲渡人の所有する土地がそれに適していたため、これを譲り受け太陽光発電事業を行うことにしました。

譲渡人は長く休耕しており、管理も困難なことから、今後耕作する予定もなく、譲受人から譲渡の商談を受け譲渡することにしました。

2月27日に推進委員、事務局職員と私の3人で現地を見に行きました。

申請地は近隣に既に太陽光発電の設備が設置されており、周りへの影響も少ないと思われ、何ら問題もないと思われま。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第12号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第12号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第12号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号4番につきましてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積469.49平方メートル、パネル枚数216枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、管理が困難となったことから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、JA山口県都濃支所から北西へ約450メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、参考資料の23ページから27ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

16番有馬委員

16番の有馬です。

番号4番について補足説明をします。

去る2月23日に推進委員と事務局職員の3名で現地を確認しました。

そして、3月4日に再度現地を確認し、隣接する家の方にも状況をお聞きしました。

同日、譲渡人と面談にて意思確認し、譲受人の代理人とは電話にて意思確認をしました。

現地は1筆ですが、4面に分かれており、上部の2面には梅の木等が植樹され、下部2面はきちんと管理されていました。

譲渡人によると、一昨年まで水稻を作付けしており、作付けをやめた後も定期的に草刈りをしていたとのことでした。

周辺に耕作地はありませんが、東側には人家がありました。

今回の太陽光の設置については、昨年、業者から周辺の方に説明があり、留守の家にはチラシが入っていたそうです。

当該地と隣接する東側の人家の方には、家と距離をおいて設置する旨の説明がなされたようです。

本件は譲受人が太陽光発電事業を実施するために、設置条件の良い土地を探していたところ、申請地が適地であることから取得するものです。

譲渡人は高齢になり、機械の操作が不安になったことや後継者がいないことから、売買に同意したとのことでした。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしました。

特に問題はないと思われます。

以上よろしくご審議のほどお願いします。

ありがとうございました。

それでは、議案第12号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長（山下会長）

異議がありませんので、議案第12号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第12号、番号5番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号5番につきましてご説明いたします。

申請譲受人は、ドッグラン事業用地と、直径15センチメートルの電柱20本、足場板大10枚などの資材置場とするため、申請地を購入しようとするものです。

譲渡人は、高齢で農業後継者もないことから譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市三丘市民センターから北西へ約150メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、参考資料の28ページから31ページのとおりです。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている第3種農地に該当します。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、既に一部土砂を入れて転用をしていることから、反省をされ顛末書が提出されています。

今後は農地法を遵守するとのことです。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2番歳光委員

2番、歳光です。

番号5番について2月23日に推進委員、事務局職員と私の3名で

現地調査を行い、3月10日に譲受人に会い、この件につき話を聞きました。

今回の申請は譲受人の自宅横の農地が湿地のため作物ができないので盛土を行い、また、申請人が電気工事の会社を経営しており、会社の資材置場や従業員の駐車場に使用し、一部ドッグラン施設にしたいとの考えでございます。

譲渡人も高齢で農作業も困難になり、農業後継者もないことから譲受人に贈与するものです。

また、12月2日から12月15日までに農地法の手続きをせず、一部土砂を投入しており今後の農地法の規定を守りますと顛末書が2月21日付けで出されております。

調査項目に照らし調査を行いました、問題ないと思われま

よろしくお願ひし、報告を終わります。

ありがとうございました。

それでは、議案第12号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第12号、番号5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第12号、番号6番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号6番につきましてご説明いたします。

申請譲受人は、自己用住宅を建設するため、申請地を購入しよう

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

とするものです。

譲渡人は、子である譲受人の申出に応じることとしたものです。

申請地は、周南市熊毛総合支所から南東へ約500メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図、立面図は、参考資料の32ページから37ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2番歳光委員

2番、歳光です。

番号6番について、2月23日に推進委員、事務局職員と私の3名で現地調査を行い、3月10日に譲渡人にお会いしお話を伺いました。

この農地については昨年、畑地造成の手続きが令和5年10月に済んでおります農地でありましたが、本年2月になり他市のアパートに在住している子より実家の隣に家を建てたいと申し入れがあり、贈与による所有権移転をし、自己用住宅を建てようとするものです。

調査項目に従い調査を行いましたが、問題ないと思われま

す。よろしくお願ひし、報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第12号、番号6番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号、番号6番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第12号、番号6番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第12号、番号7番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号7番につきましてご説明いたします。

申請譲受人は、山陽新幹線高架橋修繕工事についてJR用地内のみでは施工が困難なことから資機材置場、産廃置場、車輛置場10台分等を一時的に整備しようとするものです。

譲渡人は、譲受人からの要望に応じようとするものです。

申請地は、高水小学校から北西約410メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、求積図、土地利用計画図は、参考資料の38ページから43ページのとおりです。

一筆の農地の一部の31.51平方メートルの農地は、現地写真②のとおり既に農地の通路の形状になっているものです。

本事案は一時的な転用であることから、高架橋修繕工事の完了後は速やかに現状に復旧し地権者に返納する旨の「原状回復誓約書」が提出されています。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6 番笠井委員

6 番、笠井です。

番号 7 番について、去る 2 月 23 日、推進委員、事務局職員と 3 人で現地確認をいたしました。

申請者には、後日、内容確認をしました。

申請内容については事務局の説明のとおりです。

なお、補足説明として、申請地は国道 2 号線沿いの農地で山陽新幹線高架橋の下に位置しています。

現況は保全がしっかりされていて、草がきれいに刈ってありました。

また、作物の作付けはありませんでした。

今回の申請は山陽新幹線高架橋修繕工事で、J R 用地内のみでは施工が困難なため、隣接している申請地を作業ヤード、工事用道路用地として一時的に借り受け、利用するとのことです。

作業ヤードは、資機材置場、産廃置場、車両置場として利用するとのことです。

今回は賃借権の設定で一時的な利用、2026 年 3 月 31 日までに原状回復するとのことです。

今回の工事内容について、地域自治会にも説明するとのことです。

なお、隣接農地は今回の貸付人の所有地のため、周辺農地への影響は問題ないと考えます。

その他、調査項目に従って調査しましたが、問題ないと思われま

す。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第 12 号、番号 7 番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号、番号7番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第12号、番号7番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第12号、番号8番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号8番につきましてご説明いたします。

番号7番と同様に、申請譲受人は、山陽新幹線高架橋修繕工事についてJR用地内のみでは施工が困難なことから資機材置場、産廃置場、車輛置場5台分などを一時的に整備しようとするものです。

譲渡人は、譲受人からの要望に応じようとするものです。

申請地は、高水小学校から北西へ約510メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、参考資料の44ページから48ページのとおりです。

本事案は一時的な転用であることから、高架橋修繕工事の完了後は速やかに現状に復旧し地権者に返納する旨の「原状回復誓約書」が提出されています。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地

6 番笠井委員

調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6 番、笠井です。

番号 8 について、去る 2 月 23 日に推進委員、事務局職員と 3 人で現地確認をいたしました。

申請者には後日内容確認をしました。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

なお、補足説明として、申請地は番号 7 番の申請地から国道 2 号線を挟んだ向かい側で山陽新幹線高架橋の下に位置し、番号 7 番の申請地より西側です。

現況は、昨年秋、水稻収穫後の状態でした。

今回の申請は、番号 7 番と全く同一の内容で、山陽新幹線高架橋修繕工事で、申請地を作業ヤード、工事用道路用地として一時的に借り受け、利用するとのことで、2026 年 3 月 31 日までに原状回復するとのことです。

今回の工事内容については、地域自治会にも説明するとのことです。

なお、隣接農地は、今回の貸付人の所有地であるため、周辺農地への影響は問題ないと考えます。

その他、調査項目に従って調査しましたが、問題ないと思われま

す。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、議案第 12 号、番号 8 番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第 12 号、番号 8 番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

議長（山下会長）

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第12号、番号8番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第12号、番号9番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号9番につきましてご説明いたします。

申請地は、令和5年10月10日開催の第11回総会における、議案第51号番号4番として転用を許可した土地に隣接する農地です。

申請譲受人は、10台分の貸駐車場を整備しようとするものです。

申請地は、周南市熊毛体育センターから西へ約270メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、参考資料の49ページから52ページのとおりです。

貸駐車場への転用につきまして、議案第11号の番号2番と同様に、山口県の農地法関係事務処理要領に示す貸駐車場借受申込書の写しの添付として、従業員及び会社用のために申請地の10台分の駐車場を借りるとする借受申込書の写しが添付されています。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている第3種農地に該当します。

なお、令和5年10月10日の総会で許可をした土地の境界の南側に、境界を超えて土砂が搬入されています。

また、土地利用計画書にも記載のある西側の境界を越えて設置した擁壁は西隣の住居の方の要望により設置してしまったとのことです。

これらの無断転用については、反省をされ、顛末書が提出されています。

今後は、農地法を遵守するとのことです。

杉岡事務局次長

宅地境界を越えた土砂については、5月上旬までに境界に沿って土砂を除去するという誓約書が提出されています。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類は完備されております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7番河内委員

7番の河内です。

番号9番について補足説明します。

去る2月29日、推進委員と事務局職員と3人で現地確認をしました。

内容については事務局の説明のとおりです。

また、後日申請人に電話で確認しました。

場所は熊毛体育センターから約270メートル西側のところで、面積は833平方メートルです。

譲受人は親族が経営する会社で従業員及び会社用車の駐車場として利用したいとのことで、また、自宅の家の裏の土地で利便性が良く管理がしやすいとのことで、進入路については2月総会で届出の報告がされております。

なお、貸駐車場の利用申込書が会社代表者より提出されております。

申請地は譲渡人の自宅から遠く不耕作であり、今後も耕作する予定がないとのことです。

現場は一部無断転用で整地してあるので顛末書が提出されています。

以上、調査項目に沿って調査しましたが、問題ないと思われま

す。報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第12号、番号9番について質疑を行います。  
ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第12号、番号9番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第12号、番号9番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第13号「周南市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程制定について」と議案第14号「周南市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程制定について」ですが、これらの規程の改正は関連がありますので一括議題といたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

83ページの議案第13号及び議案第14号の規程の改正の主なものについて、一括してご説明いたします。

これらの改正は、主に、「周南市農業委員会農地の開墾に係る届出」を規定するものです。

まず、議案第13号「周南市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程制定について」ご説明します。

議案第13号別紙に参考として添付しております周南市農業委員会会長専決規程新旧対照表をご覧ください。

第2条第17号では、会長専決事項の中に、「周南市農業委員会農地の開墾に係る届出に関する要領」に基づく現地確認を行う委員等の指名及び庶務に関することを加え、第4条第1項では、総会に報告しなければならない事案の中に、開墾した土地の現地確認の結果を加え、同条第2項では、総会への報告を要さない事案の中に、開

墾した土地の庶務に関する事項を加えようとするものです。

次に、議案第14号「周南市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程制定について」ご説明します。

議案第14号別紙に参考として添付しております周南市農業委員会事務局規程新旧対照表をご覧ください。

第4条第1項第1号ア(オ)は、農地法第6条の2に規定する農地所有適格法人以外の者の報告等に係る事務を加え、同項第8号は、「農地改良届出」及び「開墾農地耕作届出」に関する事務を加え、同項第9号以降の改正は整理しようとするものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

議案第13号及び議案第14号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第13号及び議案第14号について採決を行います。

両議案とも原案どおり可決することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第13号及び議案第14号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第14号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

84ページから86ページの報告第14号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は7件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたし

ましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第14号を終わります。

続きまして、報告第15号「農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

87ページの報告第15号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、2件で、いずれも農地法施行規則第29条第1号に規定された農業用施設として農地への進入路に転用するものです。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第15号を終わります。

続きまして、報告第16号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

88ページから89ページの報告第16号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、5件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

議長（山下会長）

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第16号を終わります。

続きまして、報告第17号「農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

90ページから91ページの報告第17号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、3件です。

番号1番及び番号3番は、農地法施行規則第53条第15号に規定された周南市が行う災害復旧工事のための一時転用で、番号2番は、同条第5号に規定された周南市が行う河川改修工事のための一時転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第17号を終わります。

続きまして、報告第18号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

92ページの報告第18号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなけ

ればならない、とされているもので、今回は3件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第18号を終わります。

続きまして、報告第19号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

93ページの報告第19号は、非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、事務局判断により非農地扱いとした土地又は農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱の規定に基づき、総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった3件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手続を補完するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第19号を終わります。

続きまして、報告第20号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

94ページから95ページの報告第20号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は5件です。

非農地判断の結果、番号4番の一部の土地については、農地であると決定し、非農地証明願返戻通知書を交付しましたが、これを除く土地については、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第20号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和6年第3回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午後11時20分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和6年3月11日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 田 中 榮 作

署名委員 白 石 純 治